

地域密着型通所介護サービス・日常生活支援総合事業利用料金表

堀川南光風苑(通称 きととき)

令和3年.4.1～

I 通所介護サービス

単位:円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	3時間未満	309	354	401	445	492
	3時間以上 4時間未満	421	483	546	606	670
* 2時間～3時間の利用の場合は、4時間～5時間の70%の料金となります。						
* 延べ利用者数の減少が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上の場合、3ヵ月の間は基本報酬の3%分が加算となります。						
加算項目	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	57	併算不可	専従の機能訓練指導員を配置。機能訓練指導員等が、利用者宅を訪問し、ニーズを把握するとともに生活状況を確認。多職種共同でアセスメントを行い、機能訓練計画を作成し機能訓練指導員が直接訓練を実施する。進捗状況の評価を3ヶ月に1回以上実施し、利用者宅を訪問した上で、生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じて機能訓練計画の見直し等を行う		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	86		サービス提供時間帯通じて専従の機能訓練指導員を1名加えて配置し、個別機能訓練加算(Ⅰ)イと同様に機能訓練を行う		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	月 20	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受ける			
	ADL維持等加算(Ⅰ)	月 30	併算不可	評価対象期間1年間での利用期間が6ヵ月を超えるの方が10人以上の場合で、日常生活動作(ADL値)を6ヵ月毎に測定し、その情報を厚生労働省に提出し当該情報等を活用。前回のADL値を控除して得た値(調整済ADL利得)について、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた方の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上		
	ADL維持等加算(Ⅱ)	月 61		ADL維持等加算(Ⅰ)に該当し、調整済ADL利得を平均して得た値が2以上		
	科学的介護推進体制加算	月 41	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために情報を活用			
	事業所が送迎を行わない場合の減算	片道 △ 48	利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合			
	感染症特例評価	R3. 9月 末迄 0.1 %	基本料金に新型コロナウイルス感染症に対応するための評価として0.1%を乗じた額			
	介護職処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に5.9%を乗じた額				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に1.2%を乗じた額					

II 日常生活支援総合事業通所型

(総合事業は月単位の料金で、途中で利用開始または中止や、短期入所等の利用月は基本部分が日割りとなります。)

		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			
基本	要支援1	1,695	89	介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合	
	要支援2	3,476	178		
加算項目	運動器機能向上加算	228	機能訓練指導員の他、他職種共同して利用者の運動機能向上に係る個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合		
	科学的介護推進体制加算	41	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切有効に提供するために情報を活用		
	事業所評価加算	年1回 122	選運動器機能向上サービスを提供し、前年度に要支援状態の維持・改善が一定以上の場合		
	感染症特例評価	R3. 9月 末迄 0.1 %	基本料金に新型コロナウイルス感染症に対応するための評価として0.1%を乗じた額		
介護職処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に5.9%を乗じた額			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の処遇改善のための加算 「基本+その他の加算」の料金額に1.2%を乗じた額			

- * 上記料金には、富山市の地域単価10.14を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- * 中山間地と定められる地域にお住いの方に、当事業所の通常の事業実施範囲を越えてサービスを提供した場合、基本料金に5%加算されます。
- * 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。
- * 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が高額介護サービス費として支給されます。介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

☆ キャンセル料(当日) 1,000円